

瀬戸内市立今城小学校いじめ防止基本方針

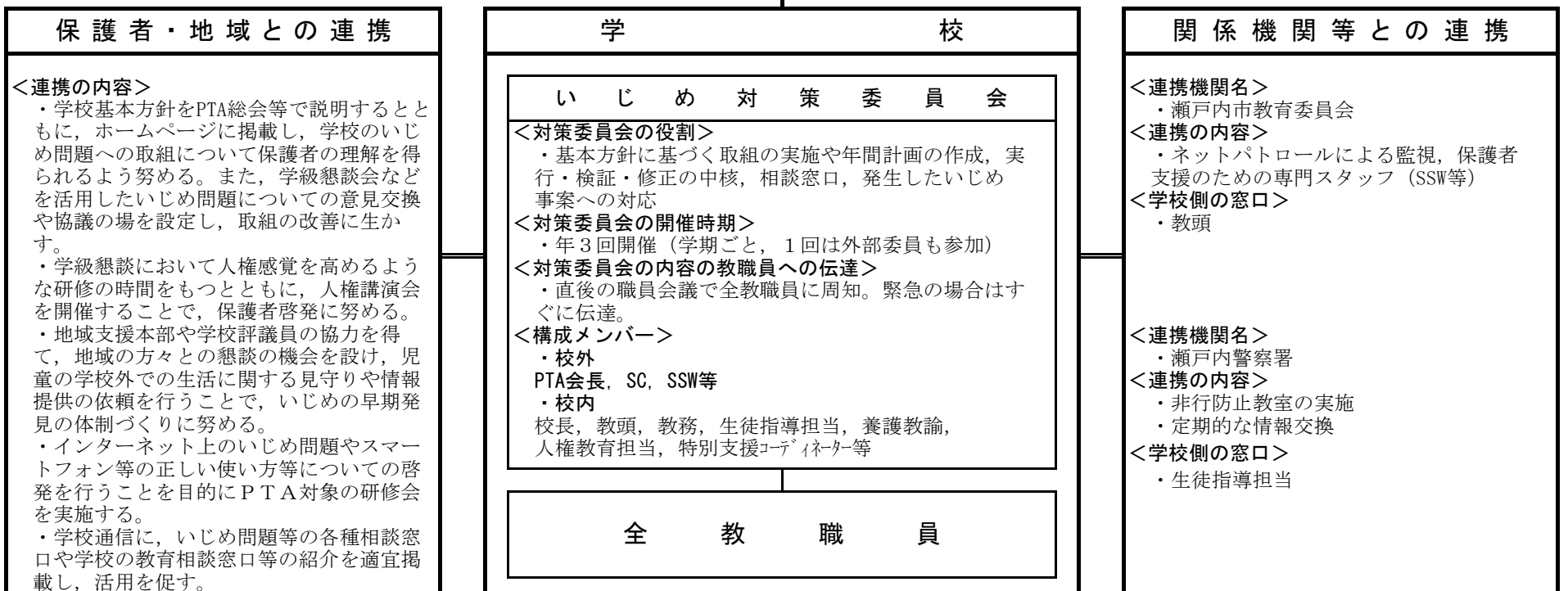
令和3年4月策定

いじめに関する現状と課題

本校では、継続的で深刻ないじめは発生していないものの、言葉の取り違いや互いの考えや思いを十分に理解できないことなどが原因で、相手を強く非難したり、陰口をたたいたりするトラブルは日常的に起きているのが現状である。今後、これらのことが深刻ないじめに発展しないよう、児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないという意識を強くもてるようにすることが必要である。また、児童がいじめ問題に向き合い、主体的に改善しようとする意欲と解決に導く力を育成するためにも、教職員が研修を積み、指導力向上に努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導担当以外にも人権教育担当、特別支援コーディネーターや養護教諭などの教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のインターネットや携帯電話の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の研修会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進め、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のためにアンケートや面談等を意図的に実施し、教育相談月間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うことで、得られた情報を教職員間で共有を図る。また、日常的な児童の様子についての共通理解を進めるため、毎週水曜日の晩会において児童等の情報交換を行い、全教職員で児童に関わる体制を作る。
- <重点となる取組>
- ・よりよい人間関係に基づく仲間づくりを核にした学級づくりを行うとともに、縦割り班活動を充実させ、思いやりのある豊かな心の育成を図る。
 - ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」に関連した取組において、いじめを含めた人権問題に関する取組を進め、いじめを許さず、自他の人権を自分たちで守っていくとする意識の高揚を図る。
 - ・児童のインターネットや携帯電話の利用実態を踏まえ、特に高学年において、情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。
 - ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>(児童の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成)互いを思いやり、生命を大切にする態度、自他の人権を尊重する意識を育成するため、道徳教育や人権教育の充実と努めるとともに、児童会活動等の特別活動において、児童が、様々な問題を主体的に改善していくようとする取組を通し、児童の自己指導能力の育成を図る。</p> <p>(互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり)授業や学級での活動、学校行事等における様々な活動の中で、豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てるとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進め、自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくる。</p> <p>(教職員の指導力の向上)全ての教職員が早期にいじめを発見し、迅速に相談に応ずることができるよう、各種心理検査等を活用したいじめの認知能力や対応能力の向上に努め、いじめを生まない集団づくりを進める学級経営力の向上を図る。</p> <p>(特に配慮が必要な児童への対応)日常的に適切な支援を行うとともに、研修を実施し、保護者や関係機関等との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。(家庭や地域との関係団体との連携強化)PTAや地域の関係団体等とともに、今日的な課題や様々な問題に起因するいじめ問題についての研修や協議の機会を設け、家庭や地域での児童への関わり方を共に考え、支援する地域ぐるみの取組を推進する。</p>
② 早 期 発 見	<p>(教職員による観察や情報交換)児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、PTAや地域の方々等から、いじめについての情報を得ることができるよう、窓口の周知や情報提供の依頼を定期的に行う。</p> <p>(定期的なアンケート調査等の実施)定期的なアンケート調査・健康チェック等や教育相談を実施し、きめ細かな実態把握に努めることで、児童がいじめを訴えやすい環境を整える。</p> <p>(校内の教育相談体制の活用)校内の教育相談体制を整備するとともに、日頃から児童の頑張り等について保護者へ連絡したり、児童へ声かけを行ったりする等、児童や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。</p> <p>(校外の相談機関等の周知)学校外の県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について、児童や保護者に対する周知や広報を継続して行う。</p> <p>(SNSを含むネットの利用実態の把握と指導)児童のSNSを含むネットの利用実態の積極的な把握に努め、いじめに関わる内容を把握した際には、教職員間で情報を共有し、該当の児童と関わりをもち、いじめの実態を把握して指導を適切に行う。</p>
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの発見や相談を受けたときの対応)児童や保護者からの相談には、迅速に対応し、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、児童から経緯を丁寧に聴き取るようにする。</p> <p>(教職員の組織的な対応と関係機関との連携)いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに管理職に報告を行うとともに、いじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を速やかに決定する。</p> <p>(いじめられた児童とその保護者への支援)いじめられている児童から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう環境の確保を図る。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有し、いじめが解消に至るまで支援を継続する。その後、継続的な聞き取り(面談)や見守りを行う。</p> <p>(いじめた児童への指導とその保護者への助言)いじめた児童から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況、その背景にも目を向けながら、その児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。</p> <p>(他の児童生徒への働きかけ)いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。</p>